

議第44号

滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例および滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例を廃止する条例案

上記の議案を提出する。

令和8年2月16日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例および滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例（昭和45年滋賀県条例第57号）
- (2) 滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例（昭和59年滋賀県条例第33号）

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。